

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B支社に入社し、営業職として業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、コンビニエンスストア内の駐車場において駐車中の車内で顧客と打ち合わせをしていたところ、中型貨物自動車に接触され、負傷し、同日、業務終了後にC病院に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、監督署長に同月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は同期間に係る同給付を支給した。

その後、請求人は、同年〇月〇日に職場復帰したが、頸部等の痺れが悪化したとして、同年〇月〇日から再度休業するに至り、同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件事故による傷病のため、労働することができず、賃金を受けなかった日は、通院日のみであるとして、その余については支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病に対する休業補償給付について、通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日以降も、C病院で「頰椎捻挫、腰椎捻挫」の傷病名により加療を受けており、療養のため労働することができない場合に該当するとして、請求期間のうち、通院日として認定された日を除く日について、休業補償給付の請求に及んだものである。

(2) ところで、労災保険法に基づく休業補償給付の対象となるのは、医学的にみて、通常医療効果の期待できる場合に限られ、傷病の症状が固定した状態に至り、もはや症状改善のための効果的な治療が期待できなくなったときは、身体に障害が残り、それに対しての対症療法が施行されていたとしても、当該傷病は「症状固定」したものであるとして、同法所定の休業補償給付の対象外となるものである。

(3) D医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書で、要旨、請求人は同年〇月〇日職場復帰、以後の診療録の記載では頰部痛、腰痛、頭痛等の症状の改善を示唆する記述はなく、平成〇年〇月〇日に既に症状固定と判断すると述べている。

(4) 請求人らは、症状固定日とされた平成〇年〇月〇日以降も症状の改善がみられると述べ、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書においても、「症状に大きな変化がなければ症状固定予定」とされているとして、いまだ症状固定に

は至っていない旨主張する。

(5) しかし、C病院の診療録を確認すると、同年〇月〇日職場復帰以後の診療録の記載では頸部痛、腰痛、頭痛等の症状の改善を示唆する記載はなく、また、上記、E医師の意見書にも、請求人の「最近の症状の経過と治療内容」については、「症状に大きな変化はない」と記載されている。したがって、請求人の症状は既に一定となっていたと判断されることから、上記(2)に照らすと、少なくとも平成〇年〇月〇日の時点では既に症状固定しているものと判断される。

(6) 上記のことから、決定書第2の3の(4)において説示するとおり、災害の状況、療養の経過、医証等を総合すると、療養のため休業が必要と認められる期間は少なくとも平成〇年〇月末日までであり、同年〇月〇日以降については、通院日も含め、休業の必要性は認められず、請求のあった全ての期間において、療養のために労働が出来なかったとは、認められないものとみるのが、当審査会としても相当と判断する。

(7) なお、本裁決は、平成〇年〇月〇日以降の日について、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給処分を、請求人の不利益に変更し又は取り消すことを容認するものではないので、念のため付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の一部を支給しない旨の処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。